

一般財団法人長野県建築士活動センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人長野県建築士活動センター（以下「本法人」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる所在地を長野市内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、建築士法第2条に規定される一級建築士、二級建築士及び木造建築士（以下「建築士」という。）の社会的な活動を支援し、もって建築士の業務の発展と公益活動の推進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士活動の支援、助成
- (2) 建築士の福利事業
- (3) 建築士の表彰
- (4) 調査、研究等の事業
- (5) 物品の販売
- (6) 保険・共済事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第4条 本法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 長野市大字南長野字宮東 426 番地 1 長野県建築士会館内
設立者 一般社団法人長野県建築士会
拠出財産及びその価額 現金 8,000,000 円

(基本財産)

第5条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 本法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員の内1名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 本法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 評議員会長の選任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認並びにこれらの付属明

細書の承認

- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 14 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 15 条 評議員会は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第 18 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 評議員の全員に対し、評議員に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、本法人の理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(解任)

第 26 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事又は監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 29 条 本法人は、理事又は監事の法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、

免除することができる。

第2節 理事会

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意あるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段に定めのあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 37 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定めるものとする。

第 5 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 本法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 39 条 本法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併または事業の全部もしくは一部を譲渡することができる。

(解散)

第 40 条 本法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 41 条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、長野市において発行する信濃毎日新聞に掲載する方法により行う。

第7章 附則

(設立時評議員)

第43条 本法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時 評議員会長 出澤 潔

評議員 堀内臣夫、中野久彰、伊藤毅、場々洋介、依田高彬

(設立時役員)

第44条 本法人の設立時理事長、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時 理事長 江口信行

理事 専務理事 青柳 悟

理事 田仲 稔、小林 雅、赤羽直美、和田守夫

設立時 監事 重田元一

(最初の事業年度)

第45条 本法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人長野県建築士活動センターの設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名捺印する。

平成30年3月12日

住 所 長野市大字南長野字宮東 426 番地 1 長野県建築士会館内

設立者 一般社団法人長野県建築士会 会長 場々洋介